

改正

平成一二年三月三〇日条例第一〇号

平成一七年六月二八日条例第三二号

福島市農道離着陸場条例

(設置)

**第一条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条第一項の規定に基づき、農産物の空輸を通じた農業の振興等広く産業の振興を図り、地域の活性化と市民の福祉向上に寄与するため、福島市農道離着陸場（以下「離着陸場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第二条** 離着陸場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ふくしまスカイパーク	福島市大笹生字苧畑百六十九番地外

(事業)

**第三条** 離着陸場は、次に掲げる事業を行う。

- 一 農産物の空輸に関する事。
- 二 農業生産性の向上と地域の振興に関する事。
- 三 離着陸場の多面的活用に関する事。
- 四 前三号に掲げるもののほか、離着陸場の設置の目的を達成するために必要な事業

(開場時間)

**第四条** 離着陸場の開場時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(閉場日)

**第五条** 離着陸場の閉場日は、十二月二十九日から翌年三月三十一日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に閉場することができる。

(使用の許可)

**第六条** 航空機を着陸又は停留させるため離着陸場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許

可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、離着陸場の管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

(重量制限)

**第七条** 前条第一項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、航空機の換算単車輪荷重が二・六トンを超える航空機を使用してはならない。

2 前項の換算単車輪荷重は、当該航空機の最大離陸重量に、次の各号に掲げる航空機の主脚の形式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める換算係数を乗じて算出するものとする。

- 一 主脚が単車輪の場合 〇・四五
- 二 主脚が複車輪の場合 〇・三五
- 三 主脚が複複車輪の場合 〇・二二

(行為の制限)

**第八条** 使用者は、市長の定める場所以外において航空機を停留させ、又は航空機に乗員を乗降させ、若しくは貨物の積卸しを行ってはならない。

(給油作業等の制限)

**第九条** 離着陸場において、航空機の給油又は排油を行う者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給油又は排油の作業を行ってはならない。

- 一 給油装置又は排油装置が不完全な状態のとき。
- 二 発動機が運転中又は加熱状態のとき。
- 三 必要な危険予防措置が講ぜられている場合を除き、乗員が航空機内にいるとき。
- 四 航空機の無線設備又は電気設備が操作され、その他静電火花放電を起こすおそれのある物件が使用されているとき。
- 五 航空機及び給油装置又は排油装置がそれぞれ電位零以外の地点に接地しているとき。

(入場等の制限)

**第十条** 市長は、管理上必要があると認めるときは、離着陸場に入場しようとする者を制限し、又は入場した者の行為を制限することができる。

(立入りの制限)

**第十一条** 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロンその他市長が指定する制限区域（以下「制限区域」という。）には、次に掲げる者を除き、立ち入ってはならない。

- 一 航空機に乗降する者

二 市長の許可を受けた者

(車両の使用等の制限)

**第十二条** 制限区域において、車両を運転しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 制限区域において、車両を運行の用に供しようとする者は、当該車両ごとに市長の許可を受けなければならない。

3 離着陸場において、車両を使用する者は、市長が指定する場所以外の場所において車両を駐車させ、又は修理し、若しくは清掃してはならない。

(行為の禁止)

**第十三条** 離着陸場においては、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 標札、標識、芝生その他離着陸場の施設を破損し、又は汚損すること。

二 市長の許可を受けずに、爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること。

三 市長の許可を受けずに、裸火を使用すること。

四 市長が指定する場所以外の場所に可燃性の液体、ガスその他これに類する物件を保管し、又は貯蔵すること。

五 市長が喫煙を禁止する場所で喫煙すること。

六 前各号に掲げるもののほか、市長が離着陸場の機能を損なうおそれがあると認める行為をすること。

(工作物の設置等の許可)

**第十四条** 離着陸場内の土地に工作物を設置し、又は離着陸場内の土地、建物等（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該工作物を変更し、若しくはその用途を変更し、又は当該土地等の使用目的を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に離着陸場の管理上必要な条件を付することができる。

(権利の譲渡禁止)

**第十五条** 第六条第一項、第十二条第一項及び第二項並びに前条第一項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(許可の取消し等)

**第十六条** 市長は、使用者又は第十四条第一項の許可を受けた者（以下「工作物設置者等」という。）が、この条例の規定に違反したとき、若しくは許可の条件に従わなかったとき、又は離着陸場の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による使用の許可の取消し又は使用の停止その他必要な措置により、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生により離着陸場の使用が不能となった場合も、同様とする。

(報告及び検査)

**第十七条** 市長は、離着陸場の管理上必要があると認めるときは、使用者又は工作物設置者等に対し必要な報告を求め、又は職員に検査させることができる。

(原状回復)

**第十八条** 工作物設置者等は、工作物の用途を廃止したとき、若しくは当該土地等の使用を終えたとき、又は第十六条の規定により許可を取り消されたときは、速やかに、当該土地等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

**第十九条** 使用者又は工作物設置者等は、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

(使用料の還付)

**第二十条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

**第二十一条** 離着陸場施設をき損し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(違反者に対する処置)

**第二十二条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を制止し、又は離着陸場からの退去、原状回復その他必要な処置を命ずることができる。

一 第六条第一項、第七条第一項、第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条、第十四条第一項又は第十五条の規定に違反した者

二 第十条の規定による入場の制限又は行為の制限に違反した者

(指定管理者による管理)

**第二十三条** 市長は、離着陸場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に離着陸場の管理を行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第四条及び第五条の規定（こ

の場合において、あらかじめ市長の承認を得なければならない。)並びに第六条、第八条、第十条から第十四条まで、第十六条第一項、第十七条、第十九条、第二十条及び第二十二条(原状回復に係る部分を除く。)の規定の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第十九条及び第二十条の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、離着陸場を適正に市民の利用に供しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第二十四条** 前条の規定により指定管理者に離着陸場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第三条各号に掲げる事業の計画及び実施に関する業務
- 二 第六条第一項に規定する使用許可に関する業務
- 三 第十四条第一項に規定する工作物の設置等の許可に関する業務
- 四 離着陸場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、離着陸場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

**第二十五条** 第二十三条第二項の規定により離着陸場の管理を指定管理者が行う場合において、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

**第二十六条** この条例に定めるもののほか、離着陸場の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### 附 則 (平成一二年条例第一〇号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一七年条例第三二号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

別表 (第十九条関係)

農道離着陸場使用料

区分		使用料		
着陸料	航空機の最大離陸重量が二トン未満	着陸一回につき 一、〇〇〇円		
	航空機の最大離陸重量が二トン以上	着陸一回につき 二、〇〇〇円		
	航空機の連続離着陸訓練を行う場合	一時間ごとに 二、五〇〇円		
停留料	航空機の最大離陸重量が二トン未満	着陸機一機につき 二十四時間ごとに 二、五〇〇円		
	航空機の最大離陸重量が二トン以上	着陸機一機につき 二十四時間ごとに 五、〇〇〇円		
施設使用料	競技会、展示会、その他これらに類する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的にしない場合	一日につき 三〇、〇〇〇円
		入場料を徴収する場合	営利を目的とする場合	一日につき 一〇〇、〇〇〇円
		入場料を徴収する場合	営利を目的にしない場合	一日につき 五〇、〇〇〇円
		入場料を徴収する場合	営利を目的とする場合	一日につき 一〇〇、〇〇〇円
土地使用料	航空機の格納用建物の敷地として使用する場合	一平方メートルにつき 月額 二五〇円		
	航空機の格納用可搬式コンテナ等及び航空機の格納用トレーラーの敷地として使用する場合	一平方メートルにつき 月額 一二五円		

	その他工作物を設置し、その敷地として使用する場 合	一平方メートルにつき 月額 二〇円
--	------------------------------	----------------------

備考

- 1 停留料について一回の停留時間が六時間以内の場合は、無料とする。
- 2 停留時間が二十四時間を超える場合において二十四時間未満の端数があるときは、これを二十四時間として計算する。
- 3 施設使用料について四時間未満の使用の場合は、それぞれの使用料の半額とする。
- 4 土地使用料について使用期間に一月未満の端数があるときは、一月として計算する。